

本庁舎パネル広告設置業務 仕様書

1 募集内容

(1) 業務名称

本庁舎パネル広告設置業務

(2) 設置場所

甲府市役所本庁舎 1 階、2 階、3 階及び来庁者用エレベーター内に設置（表 1 パネル広告一覧及び広告設置平面図参照）

(3) 契約期間

契約期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までとする。

(4) 業務内容

事業者は、甲府市役所本庁舎 1 階、2 階、3 階の壁面にパネル広告を 6 箇所設置し、2 基の来庁者用エレベーター内にそれぞれ 1 箇所、合計 8 箇所設置する。

(5) パネル広告の設置場所、仕様及び取付け方法

パネルの設置場所、パネルのサイズ、固定方法は下記表 1 のとおりとする。設置についてはパネルの落下が発生しないよう確実に固定できるものであること。パネルの種類はポスターパネル等とし、枠はシルバーとする。

表 1 パネル広告一覧

NO.	場所	サイズ	固定方法
①	1 階来庁者用エレベーター前	B1 程度	アンカー固定等
②	1 階来庁者用エレベーター内 A	B1 程度	両面テープ固定等
③	1 階来庁者用エレベーター内 B	B1 程度	両面テープ固定等
④	1 階エスカレーター付近の柱面	B1 程度	アンカー固定等
⑤	1 階エスカレーター付近の柱面	B1 程度	アンカー固定等
⑥	1 階エスカレーター付近の柱面	B1 程度	アンカー固定等
⑦	2 階待合場所柱面	B1 程度	アンカー固定等
⑧	3 階子ども支援課窓口横	B1 程度	アンカー固定等

(6) その他

- ①事業者は、パネル広告製作・設置・移設・撤去に関する一切の費用を負担すること。
- ②事業者は、破損・汚損や広告主の変更・移転についてのメンテナンスをその都度行うこと。
- ③掲出するポスター広告については、事前に見本を甲府市に提出し、承認を得ること。
- ④「広告掲載に関するお問い合わせは（広告掲載事業者名及び電話番号）」との表示をパネルに施すこと。
- ⑤広告主の募集については、事業者の営業活動により募ることとなるが、甲府市においては、本事業の周知を図る主旨から甲府市ホームページにおいて、同業務に対して広告主を募集している旨の記事を掲載する。

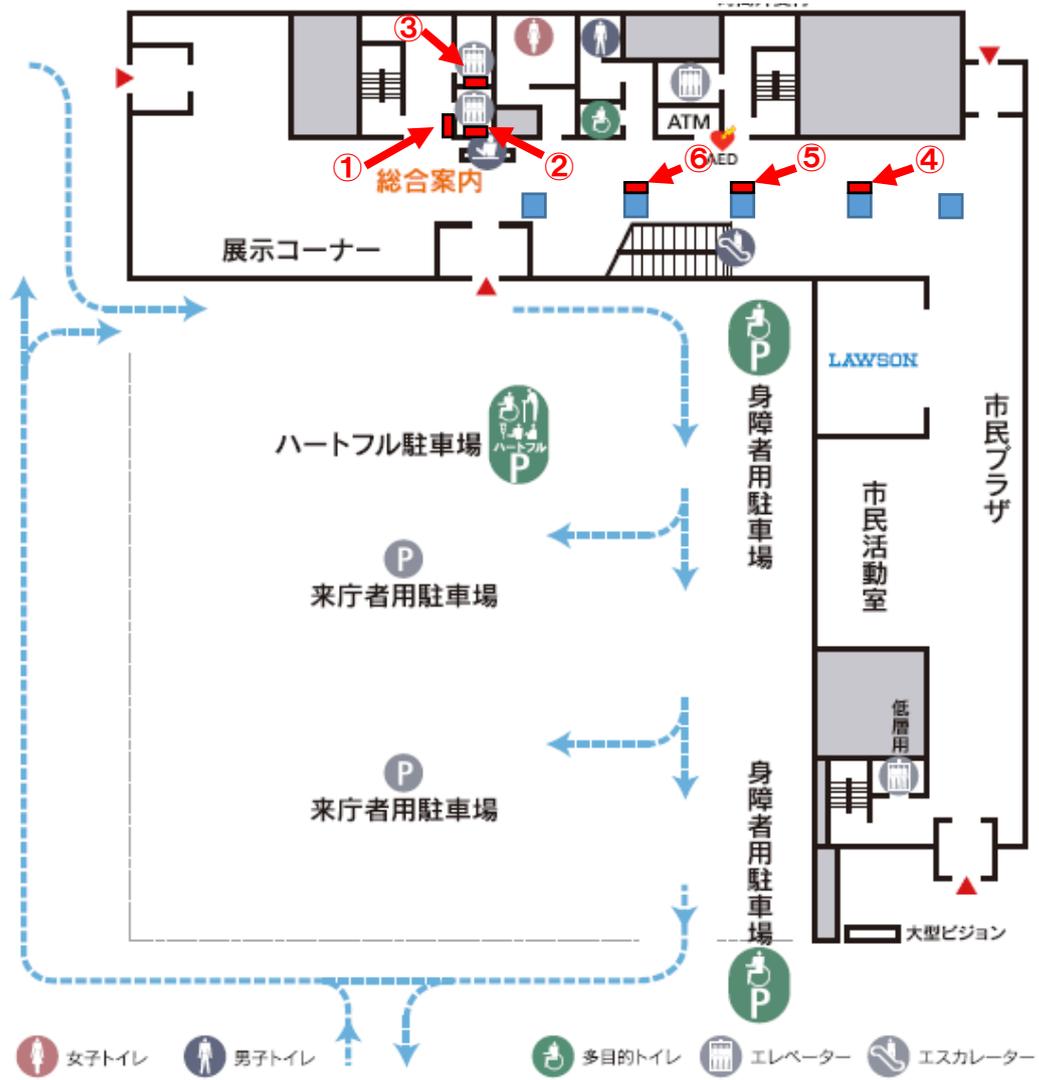
2 貸付料の納入

甲府市の指定する方法により、期日までに貸付料を納入することとし、貸付料は返還しないこととする。ただし、甲府市の責めに帰すべき理由で広告等を掲出できなかった場合は、別途協議するものとする。

3 その他

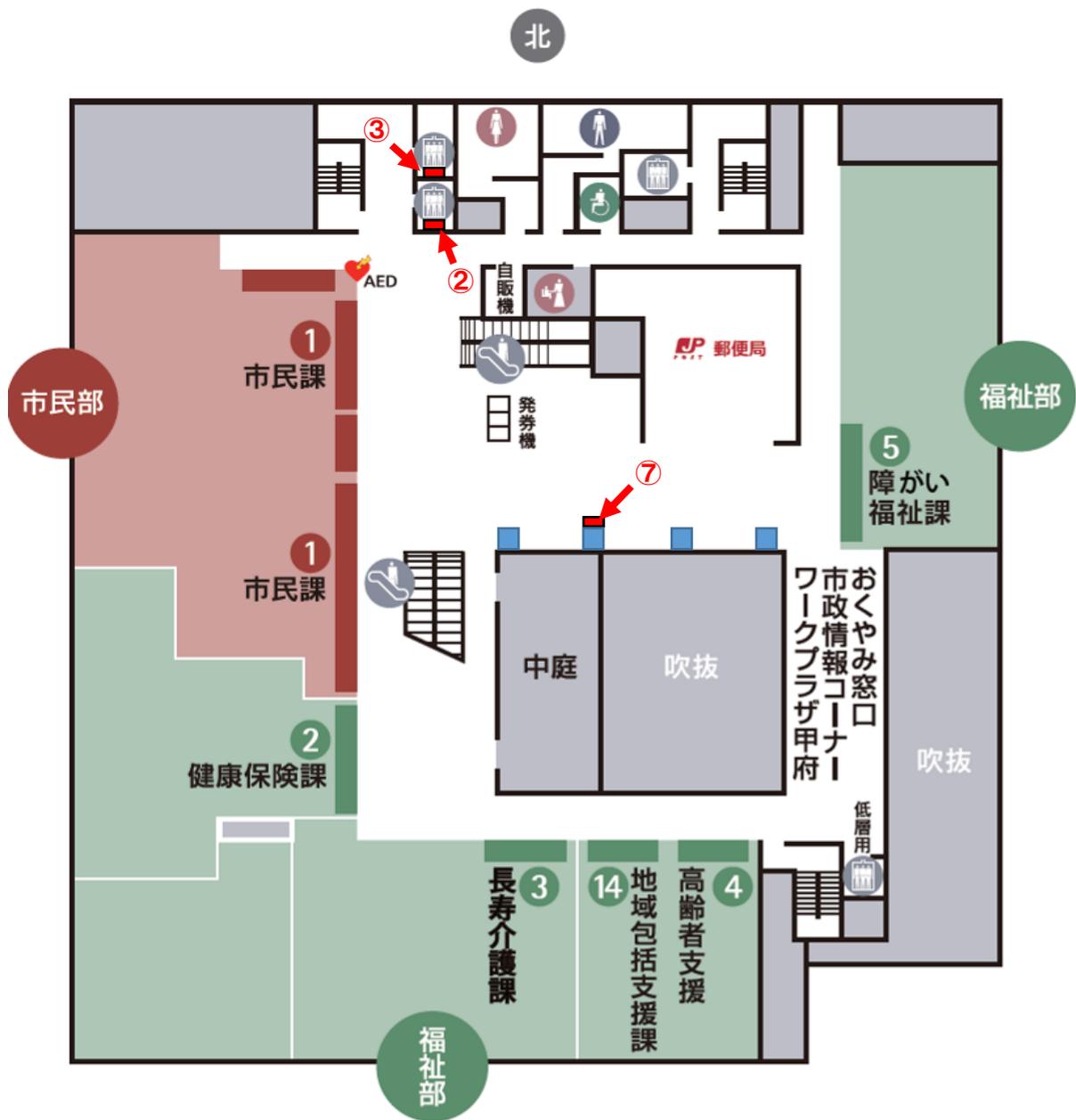
- (1) この仕様書に定めるもののほか、広告の掲出に関しては、甲府市広告掲載要綱及び甲府市広告掲載基準に定めるところによるものとする。
- (2) この仕様書に明記されていない細部の事項については、甲府市の指示に従うものとする。
- (3) 業務の実施にあたり、疑義が生じたときは、両者が協議してこれを解決するものとする。

広告設置平面図



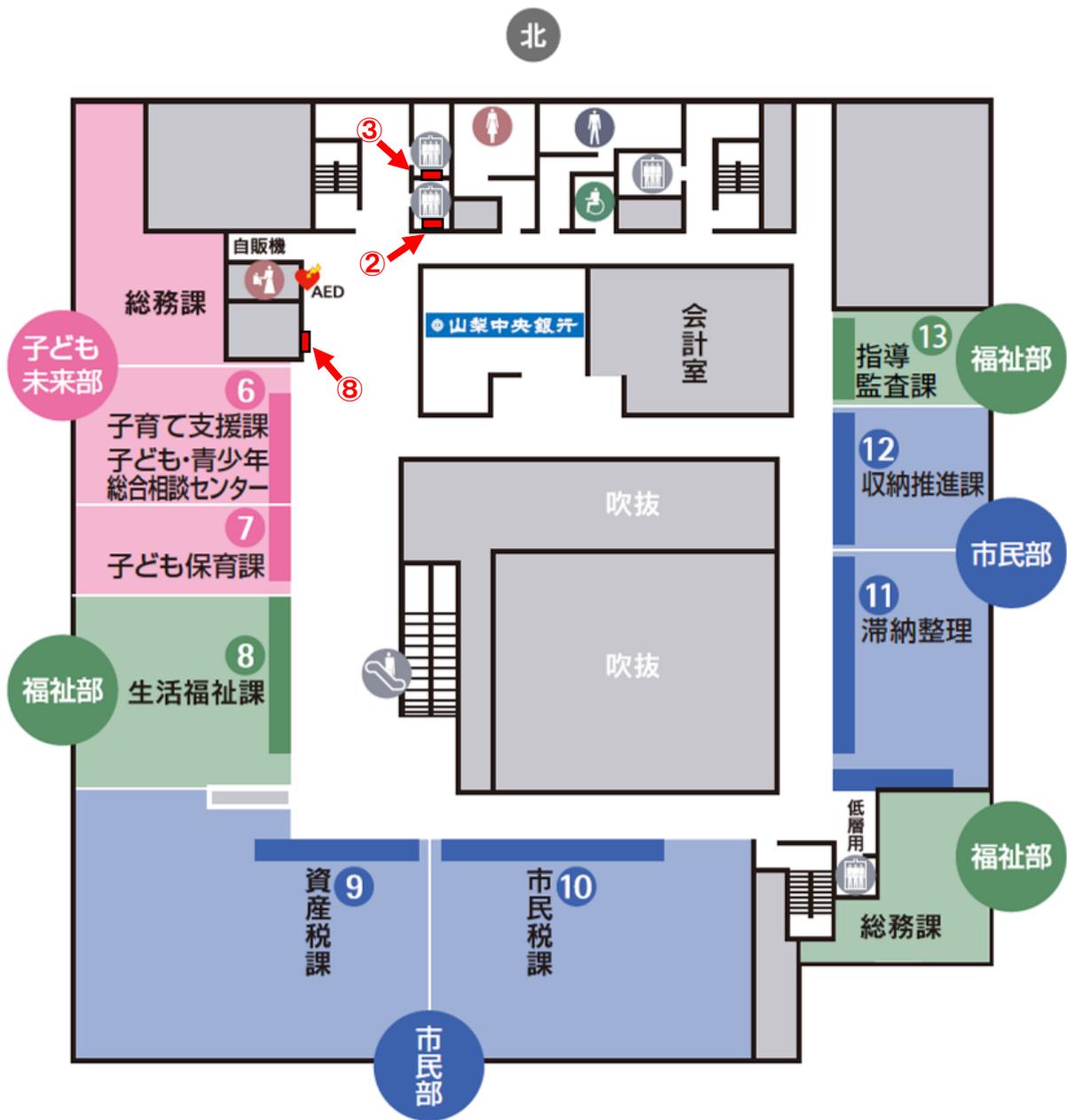
本庁舎1階フロア 広告設置図





本庁舎2階フロア 広告設置図





本庁舎3階フロア 広告設置図

